

診療報酬加算に関する院内掲示について

【明細書発行体制等加算について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

【医療情報取得加算について】

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

■受診の際にマイナ保険証を利用する患者様 初診（月に1回）1点 再診（3ヶ月に1回）1点

■受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様 初診（月に1回）3点 再診（3ヶ月に1回）2点

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

【一般名処方加算について】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

当院では後発医薬品のある医薬品について、一般名（有効成分の名称）で処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【医療 DX 推進体制整備加算について】

医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

①オンライン請求を行っています。

②オンライン資格確認を行う体制を有しています。

③電子資格確認をして取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。

④電子処方箋を発行する体制を導入予定です。

⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。

⑥マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。

⑦医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

「医療 DX 推進体制整備加算」（月に1回4点）を令和6年6月1日より算定しています。

令和6年6月1日
東逗子整形外科クリニック